

(書 式 2 - 2 - 2 - 1)

事 業 譲 渡 に 反 対 す る 株 主 か ら の 通 知 書

通 知 書

前 略

私 は 、 貴 社 の 株 式 ○ ○ 株 を 有 す る 株 主 で
す 。

平 成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日 開 催 予 定 の 貴 社
臨 時 株 主 総 会 に つ い て 、 貴 社 よ り 、 臨 時 株 主
総 会 招 集 通 知 書 を 受 領 し ま し た が 、 同 株 主 総
会 に お け る 第 ○ ○ 号 議 案 「 事 業 譲 渡 の 件 」 に
つ き 、 △ △ △ △ 株 式 会 社 に 対 し 、 貴 社 の 営 業
部 門 の う ち 重 要 な ○ ○ 部 門 の 営 業 を 譲 渡 す る
と い う 内 容 に つ い て 、 私 は 反 対 の 意 向 で あ り
ま す 。

よ っ て 上 記 株 主 総 会 に 先 立 ち 、 本 書 面 を
も っ て 上 記 第 ○ ○ 号 議 案 に つ い て の 反 対 の 意
思 を 通 知 致 し ま す 。

草 々

平 成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 丁 目 ○ ○ 番 ○ ○ 号
○ ○ ○ ○

〇 〇 市 〇 〇 町 〇 丁 目 〇 〇 番 〇 〇 号

〇 〇 〇 〇 株 式 会 社

代 表 取 締 役 〇 〇 〇 〇 殿



解説

（事業譲渡等の特別決議）

会社法第467条第1項各号の行為をする等、事業譲渡をする場合、株主総会で契約の承認決議を必要とする。

（反対株主の株式買取請求権）

営業譲渡等は、会社の営業や財産に重大な影響を与えるものであり、自身の経営判断によりこれに反対する株主を保護する必要性も否定できない。

そこで反対株主には、自己の有する株式について、会社に対し、かかる決議が無かったら有したであろう公正な価格をもって買取ることを請求する権利が認められている（会社法第469条第1項）。 *Asahi Chuo*

反対株主は、この株式買取請求権を行使する前提として、株主総会に先立ち、営業譲渡等に反対する意思を書面で通知し、かつ、株主総会においても反対しなければならない（会社法第469条第2項）。

